

空き家の放置は危険です！

近年、人口減少、少子高齢化などを原因として、空き家の数が増加しています。この中には、適正に管理されないことにより、周辺への悪影響を及ぼす空き家もあります。

適正に管理されていない空き家は、老朽化や雪害による倒壊などで、周囲に被害を与えるほか、防災、防犯、衛生、景観などさまざまな点において住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。空き家を適正に管理することは**所有者等***の責任です。万が一事故が発生すると、所有者等の責任として損害賠償を問われる可能性があります。



所有者等*… 空家等の所有者、法定相続人または管理者

特定空家等とは？

- 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家
- 著しく衛生上有害となるおそれのある空き家
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている空き家
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である空き家

- 自治体の調査によって「特定空家等」と判断されたものは、行政指導の対象となります。所有者等には撤去や修繕に関する助言又は指導・勧告・命令がなされ、従わなければ行政代執行を行う場合があります。
- 勧告が行われた特定空家等に係る敷地は、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外され、税額が最大6倍になります。
- 行政代執行の経費はすべて所有者等に請求されます。

令和3年度空き家等解体補助事業のご案内

【補助対象内容】

- 補助対象の建物 ①②のいずれか
 - ① 特定空家等に認定された建物
 - ② 道路や近隣住宅へ倒壊の恐れのある危険空き家等
- 事業実施者
 - ・ 所有者等(所有者又は法定相続人)に限ります。
 - ・ 所有者等が複数の場合は、代表者を選任して実施することができます。 ※権利者の同意必須
- 解体撤去工事を町内業者が実施するもの。 ● 公共事業による移転等の事業は含みません。
- 対象事業費が500,000円以上のもの。 ● 所有権以外の権利が設定されている場合は解除するか、解体の承諾又は許可を得ているもの。

【補助金額】

- 補助対象：建物解体費、廃材処分費、運搬料、機械等使用料、燃料費等
- 補助率：1/2 (1,000円未満切り捨て) ● 補助金上限額：500,000円
- 過去に本補助金を受けている場合は既に交付した額を差し引いた額

【募集期間】

- 令和4年1月17日から令和4年2月7日まで
- 建設課窓口または町ホームページにある様式第1号(事前協議書)及び様式第2号(建物の解体等に関する同意書)を必要書類と合わせて建設課都市・住宅係までご提出ください。

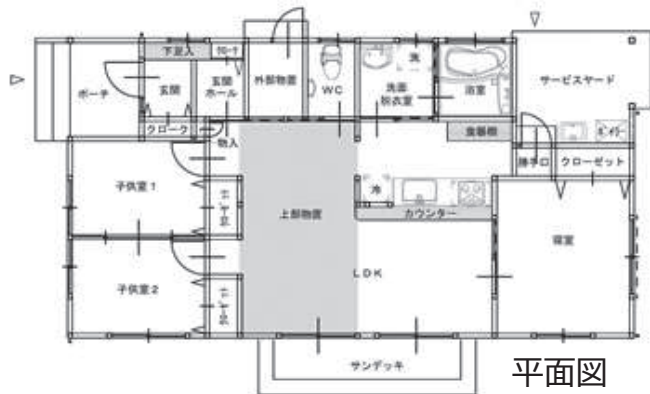
【注意点】

- 様式第1号(事前協議書)の提出は補助金の交付を確約するものではありません。
- 募集期間終了後に現地調査を行い、その結果で補助金の交付を決定いたします。(2月中旬頃を予定)
- 申込者多数の場合、現地調査の結果や著しく周辺への危険性がある物件を考慮し交付を決定いたします。
- 補助対象は令和4年3月25日までに解体完了し、実績報告ができるものに限りです。

【問い合わせ】建設課 都市・住宅係 ☎ 87-0784

子育て支援住宅が 新たに4棟完成しました

3月下旬の入居開始に向け町内外（町外3・町内1）から入居者を募集します。町産材をいっしょに使用した温かみのある木造平屋建となっており、オール電化でやけどや火災などの心配も少なく、安心な造りとなっています。



【住宅の概要】

所在地：白鷹町大字鮎貝 7341

構造：木造平屋建

間取り：2LDK (81.0㎡)

設備：IHクッキングヒーター
・高性能エアコン暖房
・食洗器・エコキュート

駐車場：1戸あたり2台分のスペース



近くには、フラワー長井線「四季の郷駅」、子育て支援センターや保育園、コンビニエンスストアやドラッグストアもあり便利です。

募集期間

1月17日(月)
～2月10日(木)
午前9時～午後5時
(土日祝日を除く)

子育て支援住宅 入居者を募集します

①入居申込み

期間中に入居申込書及び添付書類を建設課に提出してください。

②入居者の決定

申込者多数の場合は、抽選により決定します。(抽選日は2月下旬予定)

③入居の手続き

決定の日から10日以内に書類の提出及び敷金を納入していただきます。

④入居可能日通知

前記③の手続きが終わり次第、入居可能日をお知らせします。

⑤入居開始

3月22日から
(予定)

■入居資格(次の①～⑤のすべてに該当する方)

- ①子を持つ夫婦世帯で、お子さんが現在小学校就学前であること(1人以上)。
- ②公営住宅法で定める基準に準じ、世帯の月額所得の合計が313,000円を超えないこと。
- ③自ら居住するために住宅を必要としていること。
- ④市町村民税を滞納していないこと。
- ⑤暴力団関係者ではないこと。

■期限付入居

一番下のお子さんが小学校を卒業する年の3月31日まで入居できます。

※詳しくは募集要項をご覧ください(建設課に請求いただくか、町ホームページからダウンロードいただけます)。

■募集戸数

- 町外棟(移住世帯向け住宅) 3戸
- 町内棟(町内在住世帯向け住宅) 1戸
- 家賃 2LDK 81㎡(4戸)
2子までを扶養するかた 35,000円
3子以上を扶養するかた 30,000円

※住宅内部をご覧になりたいかたはお問い合わせください。

【申込・問い合わせ】 建設課管理係
☎ 85-6140